

炉辺談話総集編

No. 6

2007年

もくじ

企業の不祥事と職業奉仕	1
RI 脱退クラブ	4
社会奉仕と世界社会奉仕	6
Service not self その解釈の誤り	8
いい加減名文献 手続要覧	14
パストガバナーの役割	18
第6回源流セミナー 宮崎	23
超我の奉仕賞を受賞して	27
四大奉仕の新しい定義	31
女性入会問題とロータリー・モットー	34
IT 関連の採択決議案	38
E-クラブの現況	42
企業の不祥事とロータリアンの責務	45
国際ロータリーの管理運営	48
地区の管理運営	51
クラブの管理運営	55
地区委員会のスリム化	64
第二モットーの行方	68

企業の不祥事と職業奉仕

シェルドンは事業に失敗する最も大きな理由は、儲けようと思って事業を営むことだと述べています。職業は利益を得るための手段ではなく、その職業を通じて社会に奉仕するために存在すると、次のような例えを述べています。「今、仮に全世界の靴屋さんの会合が開かれて、靴に関連する職業を持っている全世界の人が集まったと仮定します。その人たちに、なぜ靴屋をしているのかと質問すれば、95%の人は、儲けるためと答えるに違いありません。

5%くらいの方は、自分の仕事を通じて、他の人に奉仕するためと答えるかも知れません。仮に、その場所に天変地異が起こって、集まった人たちが全員死んでしまったらどうなるでしょうか。当分の間は、何の影響もないかも知れませんが、やがて全世界の人たちは、靴を履くことができなくなってしまうことは確実です。そこで、初めて、5%の人たちが答えた、職業を通じて社会に奉仕するという言葉の真意が理解できるのです。」

天変地異が起ころうと、戦乱が起ころうと、また輸送が途絶えたり、ストライキが起きようとも、ロータリアンには自らの職業分類の関連する商品やサービスを、一般社会の人々に提供する義務があることを忘れてはなりません。一人一業種の職業分類はロータリアンに与えられた特権であると同時に、その職業分類によって社会の人たちに奉仕する義務があるのです。

洋菓子会社の不祥事が大きく報道されています。

会社は誰のために存在するのでしょうか。経営者のためでも、株主のためでも、社員のためでもなく、その会社から製品を買ってくれた

り、サービスを受けてくれるユーザーのために存在するのです。販売する商品や提供するサービスの品質が高いことがまず必要です。特に食品は直接健康に結びつくので、品質管理を科学的に証明するための許容細菌数や賞味期限についての決まりを遵守することが必要であることは当然のことです。賞味期限が過ぎた材料を廃棄処分するのがもったいないという理由で、これを恒常的に製品に加工していたという今回のケースは、まさに信義に反する行為であり、このような会社は当然のことながら社会から抹殺されるべきです。僅か一日の賞味期限の無視がその会社の存在にかかわることを、決して忘れてはなりません。

価格が適正であることも大切なことで、品薄に乗じて価格を吊り上げる行為を行った会社は、必ず訪れる価格安定時に、ユーザーから見放されることは、過去の例からも明らかです。

店主や従業員の顧客への態度や気配り、商品や業務に対する責任、顧客が感じる満足感と公平感、こういったもの全てがサービスであり、サービスの良い店には必ず顧客がリピーターとなって再三訪れたり、別の顧客を紹介してくれます。更に顧客の満足度の高い事業所は、結果として高い職業倫理を持った事業所だと言うことができます。顧客の満足度を高めるサービスこそが企業の永続的発展と成功を保証する唯一の方法なのです。

事業上得た利益は、決して自分一人の力で得た利益ではありません。従業員、取引先、下請け業者、顧客、同業者など、自分の事業と関係を持つすべての人々のおかげで、利益が得られたことを感謝し、その利益を関係者と適正にシェアする心を持って事業を営めば、必ず最高の利益が得られることを自分の職場で実証し、その方法こそが正しいやり方であることを、地域全体の職業人に伝えていかなければなりません。

会社の不祥事の大部分は内部告発によって表面化しています。今回の不祥事も、「雪印の二の前になるから、決して外部に漏らしてはならない」という文書が外部にリークしたことによって表面化したと言われています。

内部告発は従業員の不満が爆発した結果であり、その直接の原因は利益が適正にシェアされなかったことに起因すると考えられています。

まず、ロータリアンの企業が職業奉仕理念に基づいた正しい事業経営をし、それによって事業が継続的発展をすることを実証すれば、必ずや他の同業者たちもその経営方法を見習うはずで、それが結果として、業界全体の職業倫理高揚につながるのです。これが、**He profits most who serves his fellows best** の真意であり、職業奉仕の結論です。

シェルドンの職業奉仕理念は決して古典的なものではなく、現代にも十分通用する理念です。自らが儲けるために事業を営んでいるという考えを捨てて、顧客の満足度を最優先しつつ、自らの職業を通じて他人に奉仕をするという考えで事業を営めば、その真摯な態度が顧客の心を捉えて、リピーターとして何度も事業所を訪れたり、新規の顧客を紹介してくれるはずで、その結果大きな利潤が得られるとともに、その事業所は継続的に発展していきます。そして、そのような事業所は結果として高い職業倫理を持っているのです。職業奉仕は職業倫理を高揚することではなく、職業奉仕の実践が結果として高い職業倫理につながるのです

2007.1.21

RI 脱退クラブ 2

炉辺談話 325 で 2005 年末日現在の RI 脱退クラブの現況をお知らせしましたが、その後も早い速度で退会クラブの数は増え続けて、この 1 年間で 6 クラブが消滅してしまいました。

印旛中央 RC、船橋北 RC は会員数が激減したことが、脱退した理由であろうと思われませんが、その他の 4 クラブはかなりの会員数を擁しながら脱退しており、今後のためにもその理由を解明しておく必要があると思われる。

クラブ名	地区	年度末会員数					脱退年月日
		2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	
大越	2530	◆	◆	◆	◆	◆	2000/06/27
矢板やしお	2550	18	◆	◆	◆	◆	2003/06/03
中川	2500	18	18	9	◆	◆	2003/06/23
六戸	2830	8	8	8	◆	◆	2003/09/16
宮代	2770	19	19	11	◆	◆	2004/12/21
一戸	2520	23	23	19	◆	◆	2005/06/08
階上	2830	8	9	9	◆	◆	2005/06/15
軽米	2520	17	21	13	◆	◆	2005/06/29
一関西	2520	9	11	11	◆	◆	2005/06/29
野沢温泉	2600	17	17	2	2	◆	2005/11/03
一関磐井	2520	17	16	12	11	◆	2005/11/14

上北	2830	8	9	8	8	◆	2005/12/12
印旛中央	2790	16	16	12	5	4	2006/06/01
船橋北	2790	27	27	26	13	5	2006/06/01
生月	2740		24	24	23	23	2006/06/01
熱海	2620		26	26	17	17	2006/06/27
越谷西	2770		30	35	19	14	2006/06/30
宇和島南	2670		35	37	24	19	2006/12/12

2007.2.6

社会奉仕と世界社会奉仕

社会奉仕は **Community Service** の邦訳です。**Social Service** ではなく、**Community Service** であることに注目したいと思います。

Community Service という言葉は、1927年にベルギーのオステンドで開催された国際大会で **Aims and Objects Plan** が採用されて、ロータリーの奉仕活動が四大奉仕に分化された時に生まれました。その際に **Community** の範囲が市民生活を営む場と規定されたことから、現在と同様な狭義な **Community**、すなわち地域社会と解釈されるようになったものと思われま

それでは四大奉仕に分化する以前はどうだったのでしょうか。1916年に発行されたガイ・ガンディカーの **A talking knowledge of Rotary** では、**Community** を会員の属する家庭、町、州、国、社会全体と定義しています。決議 23-34 も四大奉仕に分化する以前に制定されたドキュメントですから、当初はその活動の場をロータリーの綱領に基づくすべての活動と拡大解釈していましたが、1926年のデンバー大会において、その活動範囲を現在の狭義の **Community** すなわち地域社会における奉仕活動に限定して、現在に至っています。

ほとんどのロータリアンは、社会奉仕とは地域社会の人たちに対する奉仕活動、世界社会奉仕とは他国の人たちに対する奉仕活動だと解釈していますが、それは正しい解釈なのでしょうか。

ボーダーレス社会の到来と共に、**Community** の定義が大きく変わりつつあります。ボーダーレスはすなわち国境のない社会ですから、地球全体を一つの **Community** と見做さなければなりません。従って、今後の社会奉仕は **Community** の範囲を地球全体に広げて、従来の世

界社会奉仕を含んだものになっていかなければなりません。

決議 23-34 では、すでに他の組織によって行われている奉仕活動を、ロータリークラブが重複して行うことを禁じています。日本では身体障害児対策、高齢者対策などほとんどの分野で行政や専門団体が活動しており、その隙間を探して、ロータリーが入り込むにはかなり苦勞しなければなりません。そのせいもあってか、ほとんどのクラブの社会奉仕活動報告をみると、「・・・に協力」「・・・に援助」と、1万円か2万円の寄付金でお茶を濁している例が多いようです。ロータリークラブは他の組織に寄付をする組織ではないことは言うまでもありません。

地元の地域社会での奉仕活動の実践を目指すのならば、ぜひその現場を訪れて地域社会のニーズを探り、行政や専門団体が見過ごしている分野の奉仕活動を見つけてください。地元の地域社会でそのようなニーズを探し出すことができなければ、ぜひその対象を世界全体に広げてください。飢餓、疾病、貧困、教育、私たちの助けを必要としている人々は無限に存在しています。世界社会奉仕も社会奉仕の一部なのです。いや世界社会奉仕の一部に地域社会への奉仕があるのです。

世界社会奉仕を国際奉仕の一部だと考える人が多いようですが、私はその考えには反対です。なぜならば、ロータリーの綱領には、国際奉仕とは「奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること」と定義されているからです。従って、綱領を厳密に解釈すれば、ロータリー友情交換やグローバル・ネットワーク(従来のロータリー親睦活動)や青少年交換、ツインクラブなどが国際奉仕の活動であり、世界社会奉仕は Community の範囲を世界全体に広げた社会奉仕活動だからです。

2007.2.24

Service - not self その解釈の誤り

ステンハマーRI 元会長は RI テーマとして「**Service above self**」を選びました。実はこの言葉は 1920 年の国際大会で始めて公式の場に登場し、その後紆余曲折を経て 1950 年の国際大会における決議 50-11 によってロータリー・モットーとして正式に採択されたものです。こう言った歴史的な経緯を知らない今から 100 年後のロータリアンが、「**Service above self**」はステンハマーが提唱した言葉だと錯覚する可能性を、完全に否定することはできません。

実は「**Service-not self**」にもまったく同じことが当てはまるのです。この言葉はフランク・コリンズが提唱した言葉だと信じている人が多いようですが、すでにミネアポリス・クラブに定着していた「**Service-not self**」という言葉、1911 年のポートランド大会のエキスカージョンとして開催されたコロンビア川をさかのぼる船旅の中で行われた即興演説の中で、たまたまフランク・コリンズが引用したに過ぎないのです。

哲学的な意味をこめて自らが創造し提唱した言葉、すなわちアーサー・シェルドンの「**He profits most who serves best**」とは本質的にその意味合いが違うことを理解しておく必要があります。

「**Service-not self**」に関するさまざまな間違いの元凶は、1966 年に元シカゴ・クラブ会員であったオーレン・アーノルド Oren Arnold が書いた「**Golden Strand**」の誤った記述と、それをそのまま鵜呑みにしてさも真実のように語り続けた一部のロータリー指導者にあります。ちなみに日本の千種会では、この「**Golden Strand**」の内容を

そのまま講義しています。

「Golden Strand」はロータリーの雑学が満載されていて、読み物としてはとても面白いものですが、所詮後世の人が伝聞をまじえながら書き綴った二次文献、ひょっとしたら三次、四次文献に過ぎませんから、その内容が正しいかどうかを、一次文献にさかのぼって確認した上で引用しなければ、危険千万な代物なのです。

「Golden Strand」のこの部分を、私の翻訳でご紹介します。

その日に講演者の一人が、ミネアポリス・クラブの弁護士であり会長のベンジャミン・フランク・コリンズ **B. Frank Collins** であった。彼の演説は命令調で個性的であり、うるわしき8月の朝のように力強い話しぶりだった。彼が話しを締めくくったとき、人々はただうっとりとして彼の演説に聞き入っていた。

---中略---

二度あることは三度であった。奉仕のテーマが、再び、短い言葉で宣言された。代議員たちは直ちに、その言葉に飛びついた。

実際、この演説は、アーサー・シェルドンの有名な宣言、“**He profits most who serves best**” を最初に聞いてから、僅か数分以内になされたものであった。

しかし、このより短い叙述は、再びロータリアンの心を打ち、各クラブは両方のモットーを採用することを決定した。

---中略---

“**Service, not self**”

そう、何れにせよ、自己の存在を考えることが、まったく悪いわけではない。例えば、人間は自尊心を持つべきだし、自分自身を守らなければならない。もし自分自身が零落すれば、奉仕することなどできるわけではない。従って、“**Not Self**” が、何を意味しているかを理解す

ることは、まったく難解である。自分自身を二の次にしておくのは良いとしても、それを完全に否定するのはどうかと思われた。

「よし、それなら“Service Above Self”にしたらどうだろうか？」

誰かが意気揚々と、適切な提案をした。

「それは良いね！」

別の人が叫んだ。たぶんそれは、販売の専門家アーサー・シェルドンの興奮した声であつたに違いない。

「それはよい方針であり、すべてを言い尽くしている。」

明らかに、彼の発言は正しく、その提案は満場一致をもって採択された。そこで、数カ月後には、“Service Above Self”は多くのロータリーのレターヘッドやパンフレットや演説原稿や宣言文に用いられはじめた。更にしばしば、モットーは“Service Above Self”と“He Profits Most Who Serves Best”が組み合わされて印刷された。

下線を引いた部分が間違つた記述です。私はそれを確認するために2002年1月にワン・ロータリー・センターの資料室を訪れて、そこでフランク・コリンズのスピーチ原稿を見つけました。

その原稿には「自分の職業は果物の卸売り業者である」ことと「Service-not selfはミネアポリス・クラブが設立された当初から使っていた言葉」であることが明記されています。

コリンズがスピーチをしたのは1911年8月22日であり、シェルドンのスピーチ原稿がチェスレー・ペリーによって代読されたのは同年の8月23日ですから、「アーサー・シェルドンの有名な宣言、“He profits most who serves best”を最初に聞いてから、僅か数分以内になされたものであつた。」という記述は明らかな間違いです。

「He profits most who serves best」はロータリー宣言の結語として採用し、全文を配布することが、この大会で採択されたと大会議事録(公式文献)に記載されていますが、「Service-not self」については何の記述もありません。従って「両方のモットーを採用することを決定した」という記述は間違いです。

さて、「Service-not self」の真意については、コリンズのスピーチ原稿を分析することによって、誰でも容易に理解することができます。残念なことにはこの原稿は、私が 2002 年に発見するまでは誰も見た人はいなかったらしく、これを書いた本人の原稿を見ることなく、「Golden Strand」の「そう、何れにせよ、自己の存在を考慮することが、まったく悪いわけではない。例えば、人間は自尊心を持つべきだし、自分自身を守らなければならない。もし自分自身が零落すれば、奉仕することなどできるわけではない。従って、“Not Self” が、何を意味しているかを理解することは、まったく難解である。自分自身を二の次にしておくのは良いとしても、それを完全に否定するのはどうかと思われた。」という記述をそのまま信じて、「Service-not self」を宗教色の強い自己犠牲の奉仕だと説く、ロータリーの指導者が未だにいることは、非常に残念なことです。

コリンズのスピーチ原稿は長文なので、ここで前文を紹介することは避けませんが、この概要は次の通りです。

ミネアポリスにはすでにパブリシティ・クラブという一人一業種制度のクラブが存在しており、その会員をベースにしてミネアポリス・ロータリークラブが設立されました。

ロータリークラブの組織では、なすべきことはただ一つであり、そ

れを正しく始めなければなりません。正しく始めるためには、ただ一つの方法しかありません。自らの利益が得られるかも知れないと思って、ロータリーに入ってくる人たちは間違った部類の人たちです。それはロータリーではありません。ミネアポリス・クラブによって採用され、当初から定着している原則は「Service-not self」です。

例会のチケットを毎週異なった会員の事業所で販売することによって、他の会員が、その会員の事業所を訪れて親睦を深めると同時に、その会員との取引を拡大することができます。

会員同士の取引や紹介によって事業を拡大してゆくことは非常に重要なことですが、これには物理的な限界があります。したがって今後はその対象をロータリアン以外にも広げていく必要があります。

このスピーチ原稿を分析すれば、「Service-not self」とは決して自己を犠牲にして他人に奉仕することを強いているのではなく、従来から行っていた会員同士の相互扶助をさらに広げると共に、ロータリアン以外の人もその対象にしようということです。

ミネアポリス・クラブが提唱した「Service-not self」というフレーズは、高い次元の人道的奉仕活動を表しているものではなく、従来はロータリアンのみが独占していた商取引を、ロータリアン以外の人にもシェアしようという、シェルドンの「He profits most who serves best」に極めて近いスローガンだと考えることができます。

私の友人が直接ミネアポリス・ロータリークラブと接触して、フランク・コリンズの評価を聞いたところ、クラブ内で彼の業績を評価している人はほとんどいないという回答が返ってきました。しかし、その後 1915 年に同じミネアポリス・ロータリークラブのアレン・アルバートが RI 会長に就任し、再び一時期「Service-not self」という言

葉が使われるようになりましたが、彼がどのような意図を持ってこの言葉を使ったかはわかりません。

しかし 1910 年代という時代背景を考えてみる必要があります。アメリカン・ドリームの名を借りた、極端な自由競争の時代です。ありとあらゆる策を弄しながら、金を儲けることに狂奔した時代です。ロータリーが事業経営の中に職業奉仕理念を取り入れて、その法則にのっとった正しい事業経営をすれば、必ず事業の継続的な発展が得られることを実証したからこそ、皆が先を争ってロータリー活動に熱中したのです。一部の人が言うように「Service-not self」が自己を犠牲にして他人に奉仕することを意図する言葉だとすれば、この言葉に魅力を感じてロータリー運動に参加する人は皆無であったことだけは確かです。

「Service above self」がシェルドンの創作であったという説にも疑問があります。私の調査によれば、現存するシェルドンの文献は、1910年、1911年、1913年、1921年の大会スピーチ、The Rotarian に対する3回の投稿です。私はそのすべてを翻訳しましたが、そのいずれの内容も「He profits most who serves best」に関する解説に終始しています。もし、「Service above self」がシェルドンが提唱した言葉ならば、どこかにこの言葉が使用されているはずですが、シェルドンのいずれの論文の中にも「Service above self」という言葉はまったく使われておらず、使われている言葉は「He profits most who serves best」のみであることから、「Service above self」がシェルドンの創作ではないことは 99.99%の確率で正しいものと断言できます。

2007.3.12

いい加減な文献 手続要覧

手続要覧はロータリーのバイブルであると述べたパスト・ガバナーがいました。これを般若心経に例えたロータリーの指導者もいました。内容が高度で難解であることから、睡眠剤や枕に例える人もいました。果たして手続要覧は、これらの人々が例えるように絶対的な権限を持ったロータリーで最も大切な文献なののでしょうか。

2001年の規定審議会の決議 01-678「全てのロータリーの標語や記述を検討し、標語や声明文から性別限定用語を削除するよう、将来の審議会に提出することを RI 理事会に考慮するよう要請する件」が採択されたことを受けて、2001年に発行された手続要覧の社会奉仕の項目に記載されている決議 23-34 から **He profits most who serves best** が抹消されました。

すなわち本来の決議 23-34 の「この哲学は奉仕—超我の奉仕の哲学であり、最も多く報いられるという実践倫理の原理に基づくものである」という文章が「この哲学は奉仕—超我の奉仕の哲学である」に書き換えられてしまったのです。

これは規約上からもおかしいことで、決議 23-34 は当時の国際大会で採択された決議ですから、国際大会の議(現在では規定審議会の議)を経なければ、理事会サイドで勝手に変更することはできないはずで、その証拠にこの決議 23-34 の文章の最後につけられている(23-34)(26-6)(36-15)(51-9)(66-49)という番号は、1926、1936、1951、1966年の国際大会においてその一部が改正されたことを示しているのです。

ロータリーの二つのモットーの内の一つが、それもロータリーが最も大切にしているはずの職業奉仕のモットーが、規定審議会の議も経ずに、手続要覧から抹消されたのですから大変なことです。

いろいろな機会を捉えては、手続要覧中に収録されている決議 23-34 を、本来の文章に復活するように、RI に要請しましたが、まったく無視された状態で今日に至りました。

さて先日、日本人の切なる念願が実って、ロータリー章典の邦訳が完成しました。その際私が決議 23-34 に第二モットーを復活させる運動をしていることを知っているある会員から「ロータリー章典の決議 23-34 に第二モットーが復活してよかったですね」というメールを頂き、びっくりして調べると、「この哲学は奉仕—超我の奉仕の哲学であり、最も多く報いられるという実践倫理の原理に基づくものである」という文章がみごとに復活しているではありませんか。

手続要覧から抹消されている文章が、ロータリー章典では復活していることに驚いて、過去のロータリー章典をすべて調査した結果、当初から決議 23-34 の内容には一切手がつけられておらず、**He profits most who serves best** のモットーが原文のまま残っていることが判明しました。

ちなみに日本語版はロータリー章典 2007 年 2 月版、34 ページの 8.040 社会奉仕の基本原則、英語版は Code of Policies 2007 年 6 月版、31 ページの 8.040 Basic principles of Community Service の項目です。

2004 年の規定審議会で **They profit most who serve best** に変更されたにもかかわらず、**He profits most who serves best** が原文のまま残されていることに大きな喜びを感じました。

もともと 2004 年の規定審議会で決議 04-273「ロータリーにおいて歴史的に重要な声明や文書の原文を保存することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件」を私自身が提案し、ドクターマン RI 元会長の支持もいただいて 414 対 85 という大差で採択されたので、歴史的に重要な決議 23-34 の文面を RI 理事会が勝手に変えることはできないのは当然です。

それならばなぜ、手続要覧の中に収録されている決議 23-34 が変更されているのかという疑問が浮かんできます。

ロータリー章典は、規定審議会や過去の RI 理事会が決定した事項の全てが収録された、ロータリーにとって最も重要な規約集です。これに対して手続要覧は、RI 理事会が直接関与して作成している文献ではなく、ロータリー章典の中から事務局レベルで重要だと思っものを抜粋してダイジェスト版として製本したものに過ぎません。

規定審議会で地区リーダーシップ・プラン DLP が採択されたわけでもないのに、1998 年の手続要覧が DLP とガバナー補佐という言葉で埋め尽くされたことを思い出してください。そのレベルで考えれば、2001 年の性限定用語の使用が禁止されたことを受けて、過去の決議を変更するためには規定審議会の議を経なければならないことを知らない事務局員の勝手な判断から、ロータリーの奉仕理念の中核である第二モットーを抹消するという大きなミスを犯したものと推察されます。

さて、現在 RI 事務局が積極的に推し進めている計画に CLP があります。奉仕プロジェクトを積極的に推進し、財団寄付を効果的に集め

るために、推奨クラブ細則まで改定してそれを採択するように迫っています。過日行われた国際協議会において、その話題が一切でなかったことは皮肉なことですが、過去の例から 2007 年の手続要覧は CLP で埋め尽くされることが容易に想像できます。

皆さん。RI 事務局に都合のよい、いい加減な内容しか収録されていない手続要覧に頼るのはやめましょう。RI の動向を詳しく知りたい方は是非、ロータリー章典を読んでください。

2007.3.15

パストガバナーの役割

会長の 任期済んだら 一会員

ガバナーの 任期済んだら 一会員 ??

クラブを代表する会長としての権限が与えられるのは、会長の任期中だけであり、それが済めば再び一会員として、クラブの会務を分担しなければなりません。通常のクラブでは、会長経験者が委員長や委員を務めたり、再度幹事を務めることも決して稀ではありません。

それでは元ガバナー(パストガバナー)はどうなのでしょう。ガバナーが済めば一会員だから、クラブ内に戻って会務を分担すべきだと強調する人がいますが、果たしてそれは可能でしょうか。パストガバナー自身が謙虚にその気持ちになって、クラブ内の活動をするのは一向に構わないとしても、他人がそれを押し付けるのはいささか問題があると思います。何故ならば、パスト会長という用語は単に過去に会長を務めたことを表す用語に過ぎませんが、パストガバナーという用語はシニア・リーダーとして、地区や RI に奉仕することを要請された立派な役職名だからです。有能なパストガバナーほど、多くの役職の指名を受けます。シニア・リーダーとして、地区や RI に奉仕している多忙なパストガバナーに、クラブに対する貢献が足りないといわれて批判するのはいささか筋違いと言わざるを得ません。

さて、パストガバナーにはどんな役割があるのか、ロータリー章典から抜粋してみましよう。

① 地区委員会の委員長にはパストガバナーが就任することが推奨されています。パストガバナーがロータリー財団委員長を務めている例はかなり多いようですが、かつて地区委員を務めていた委員会の委員長に就任することも可能なのです。しかし、地区委員長の役職は、なるべく多くの指導者を養成する意味からも、一般の会員から任命することが望ましいと思います。

なお、地区委員会にアドバイザー制度を設けて、パストガバナーをアドバイザーに任命している地区も多く認められますが、委員長の権限を損なわないような配慮が必要です。委員会の活動は年々大きく変化します。10年前のパストガバナーが果たして現在の委員会活動に的確なアドバイスを与えることが可能かどうかもある必要があります。

17.030.3. 地区委員会

委員会委員の資格

地区委員会委員に任命されるために推奨されている最低資格は、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であることである。さらに、委員長には、地区委員会委員を務めた経験を持つ元ガバナー、元ガバナー補佐、もしくは有能な元地区委員会委員を選ぶことが推奨されている。

② ガバナーやクラブ会長の要請によって、拡大活動、次期ガバナーの指導、国際大会の推進、ロータリー情報の提供、弱体クラブへの直接的な援助を行います。パストガバナーが弱体クラブへ直接的な援助を行ったり、拡大活動に当たって特別代表を務めることもできます。

19.080. 元役員

19.080.1. 元ガバナーの支援の活用

ガバナーは、拡大活動、次期ガバナーの指導、国際大会の推進、ロータリー情報の提供、およびクラブ会長とガバナーの招きがあった場合

にクラブ理事会の特別メンバーとして弱体クラブへの直接的な援助において、RI 元役員の支援を活用することを検討するよう強く奨励されている

③ パストガバナー全員が諮問委員会の委員を務めるように定められています。諮問委員会の効率化を考慮して、諮問委員会の人数を制限している地区がありますが、これは規約違反です。

諮問委員会の主な役割は国際協議会で討議され発表された事項を聞くことですが、一般的にガバナーの諮問に対して答申する作業も含まれると解釈すべきです。ガバナーは地区における唯一の役員であり、すべての地区管理に関する決定権を持っていますから、個々の案件に関して、諮問委員会に諮る必要はありません。

パストガバナーとしての意見を求められれば、何らかの意見が返ってくるのは当然です。意見を求めたが故に紛糾することもあります。諮問委員会は審議機関ではありませんから、ガバナー自らが判断することが不可能な事態が起こったときのみ、パストガバナーの意見を求めるのが、最も無難な諮問委員会対策かも知れません。パストガバナーの助言や行動によって、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはなりません。

19.080.2. 元ガバナーから成る諮問委員会

各地区は、元ガバナーから成る諮問委員会を設置するものとする。この諮問委員会は、地区内ロータリー・クラブの会員である元ガバナー全員によって構成される。国際協議会で討議され、発表された事項をガバナー・エレクトが現ガバナーと元ガバナーに報告するため、ガバナーは、少なくとも年に 1 回、国際協議会后 1 カ月以内に、諮問委員会を招集するよう求められている。

元ガバナーの助言や行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損

なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない。

④ パストガバナーが指導者として、地区協議会の会長エレクト部門を担当することが奨励されています。大勢のパストガバナーが地区協議会の来賓として並んでいる光景をよく見ますが、規約上そのような取り決めはありません。

23.010.5. 地区協議会の指導者

ガバナー・エレクトは、地区協議会のプログラム全般の責任者である。地区研修リーダーは、協議会の計画と実施の責任者である。職務別分野に関連する地区委員長は、それぞれの関連分科会を指導する責任がある。会長エレクトのためのセッションは、適切であれば、元ガバナーおよびガバナー補佐が起用されるべきである

⑤ 地区委員会委員長と共に、PETS の指導者になることができます。

23.020.5. PETS の指導者

ガバナー・エレクトは PETS の責任者である。地区研修リーダーは、ガバナー・エレクトの指導と監督の下、セミナーを計画し、実施する責任を担う。セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーと地区委員会委員長から成る。

⑥ 地区指導者育成セミナー、地区チーム研修セミナー、地区会員増強セミナーの指導者を務めなければなりません。

23.030.5. 地区指導者育成セミナーの指導者

地区指導者育成セミナーのプログラム全般の責任はガバナー・エレクトが負う。地区研修リーダーがセミナーの計画と実施の責任者となる。

セミナーの指導者チームは、資格の備わった元ガバナーで構成される。

23.040.5. 地区チーム研修セミナーの指導者

ガバナー・エレクトが地区チーム研修セミナーのプログラム全般の責任者となる。地区研修リーダーがセミナーの計画と実施の責任者となる。セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーを含むものとする。

23.050.5. 地区会員増強セミナーの指導者

ガバナーはプログラム全般の責任者である。地区会員増強委員会は、ガバナーおよび地区研修リーダーと相談しながら、セミナーを計画、実施する責務を担う。セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーおよび（または）会員増強活動において積極的に活躍しているロータリアンから構成される。国際ロータリー会員組織地域コーディネーターおよび国際ロータリー会員組織ゾーン・コーディネーターを含めることも検討すべきである

⑦ RI 各種委員会委員、タスクフォース・コーディネーターを務めます。この役職は主としてパストガバナーが務めますが、それ以外の一般会員が任命されることもあります。

⑧ RI 理事指名委員、規定審議会代表議員、ガバナー指名委員、RI 理事、RI 会長、RI 事務総長、ロータリー財団管理委員長、ロータリー財団管理委員はすべてパストガバナーの中から選ばれます。

2007.3.28

第6回源流セミナー in MIYAZAKI

源流セミナーも会を重ねて6回目を迎えました。今回からは年4回開催することが決まり、内2回は本拠地兵庫県で、残りの2回は日本全国各地回り持ちで開催することになり、記念すべき最初の開催地が南国宮崎となりました。実は新潟が立候補したのですが、3月は雪が多いし寒いからという理由で、春は宮崎に、秋が新潟に決定したのですが、その当時はよもや今年の冬が暖冬であることを予測した人は誰もいませんでした。

鳥山元ガバナー補佐を中心に宮崎中央クラブの皆様が準備万端を整えてくださいました。菊地直前ガバナーがアクティング・ガバナーを務められたことも幸いして、地区行事の一環として源流セミナーを開くことになり、2730地区全体のロータリアンのご協力をいただく結果になり、宮崎シーガイア・シェラトン・ホテルにおいて参加者100名という大掛かりなセミナーを開催することができました。北からは2510地区の塚原直前ガバナーを始め、日本全国のロータリアンが参加されたことは、この会の将来にとって大きな喜びです。

当日は、菊地直前ガバナーよりご挨拶と講師紹介の後、鳥山元ガバナー補佐の司会によってセミナーが開催されました。

まず、2680地区石井良昌直前ガバナーより、パワーポイントを駆使した「世界社会奉仕」のプレゼンテーションが行われました。なにしろロータリー・ライフのほとんどを世界社会奉仕の実践活動で過ごしたベテラン・リーダーの話ですから、全てが真実味にあふれていて、参加者全員に大きな感銘を与えたことと思います。

次いで、私が「職業奉仕 原理と実践」と題するプレゼンテーションを行いました。今回は特に、宗教やマックス・ウエーバーに代表される天職論から職業奉仕を説くことの誤りをシェルドンのスピーチ原稿から解説すると共に、21世紀における職業奉仕の実践論を中心に話をしました。

質疑応答も、RIの現況やCLPを始めいろいろな質問が活発に出されて、極めて内容の充実した3時間のセミナーを終えることができました。

セミナー終了後、約50名が参加して、盛大な懇親会が開催されました。宮崎ならではの山海の珍味に加えて、「百年の孤独」「甕のしずく」といった入手困難な貴重な焼酎が大盤振舞いされ、さらに小粒の蜜柑ほどもある完熟金柑の、多分宮崎県外の人にとっては初めて味わう美味な果物の味に舌鼓を打ちました。二次会、三次会と際限なく宴会が続き、豪華なホテルのベッドにたどり着いたのは、例によって12時過ぎでした。

翌朝、何人かの人たちは6時半に起きて、ゴルフに行った模様ですが、雨模様の天気予報も見事に外れて、快適な二日間を過ごすことができました。

心温まるお世話をしていただいた、菊地直前ガバナー、鳥山元ガバナー補佐、そして2730地区のロータリアンの皆様に心から御礼を申し上げます。

なお、次回の源流セミナーは6月9日土曜日に尼崎ホテル・ニュー・アルカイクで、2007年規定審議会の採択事項についてお話したいと思います。

次々回は9月初旬に新潟で開催を予定しております。ふるってご参加ください。

さて、ロータリーの源流をご覧になっている方は、昨年の秋からページの構成やコンテンツが変化していることにお気づきだと思います。実は、現在私個人の勝手気ままなウェブサイトから脱皮して、ロータリーの歴史的に重要で、ロータリーの財産として永久に保存しておきたい文献を収集するアーカイブを目指して、目下転換作業中です。毎日時間を見つけてはスキャナーでpdf化作業を続けていますが、独力の限界を実感しています。

私の趣味として、RI本部やロータリー文庫からかなりの量の文献を収集しましたが、昨年来大病を繰り返し患ったことを機会に、これらの文献をウェブサイト上で公開して、後世に引き継ぐことを真剣に考えています。RIの本部にも数多くの文献がありますが、これに関心を抱く人は少なく、ほとんどの文献は未整理のままうず高く倉庫に積み上げられている状況です。RI資料室に備え付けられている来訪者名簿の前のページに、昨年訪れた私の名前が残っているのを目にして、資料を調べるロータリアンの余りの少なさに、末世感すら感じています。日本のロータリー文庫には戦前の文献はほとんどなく、これらの文献のデジタル化はどの国でもほとんど行われていません。このままの状態では放置しておけば、ロータリーの貴重な文献が散逸したり劣化して消滅する日も間近ではないかと心配しております。

私が今まで集めた文献は無条件で提供しますし、この際同じ志を持っている全世界のロータリアンが集まって、ロータリー・インターネット・アーカイブス同好会を結成して、その会の作業として、全世界

の言語別に、ロータリーの歴史的資料をデジタル化して保存し、それをインターネット上で公開すれば、ロータリーの貴重な文献が未来永劫に保存できるのではないかと考えて、現在 RI に同好会設立を申請中です。

認可されました暁には、皆様方のご協力をぜひお願いいたします。

2007.4.2

超我の奉仕賞を受賞して

2007年3月10日に開催された2680地区大会において、RI会長代理として出席されたビチャイ・ラタクル元RI会長から2007年度の超我の奉仕賞を授与されました。この賞はロータリーの標語「超我の奉仕」を象徴するような人道的ロータリー奉仕活動をしたロータリアンに贈られる賞であり、ロータリアンに対して与えられる最高の荣誉賞といわれており、この賞の推薦に尽力された石井良昌直前ガバナーに心から感謝を申し上げます。

なおこの賞は、個人的な人道的奉仕活動のみが対象になり、選挙または任命されて遂行したロータリーの任務における業績、個人的な資金寄付はその対象になりませんから、ガバナーやRI理事や各種のRI委員会委員やコーディネーターを務めたり、ロータリー財団に多額の寄付をしたことは、まったく対象になりません。いかに多くのまたは特徴のある人道的奉仕活動をしたかが受賞の基準になるようです。

私はこの賞の存在を意識してロータリー活動をしてきたわけではありませし、賞を貰って喜ぶようなロータリアンは碌なロータリアンではないと批判された人もいますが、ロータリアンとしての今までの生き様に対して、このような評価をいただいたことを素直に感謝しております。今後この賞を受賞される又は推薦される方のために、いささか自慢話になることをお断りしつつ、私が行ってきた奉仕活動の概要を振り返ってみたいと思います。

留学生支援

1980年ー1992年にわたって、合計5名の米山奨学生のカウンセラーを務めました。その内2名は日本国籍を取得、3名は日本企業に就職しています。

留学生支援活動

1982年から私がお世話をしていた米山奨学生と共に、コンピューター・ソフトの開発を始め、1985年にコンピューター・ソフトの開発会社「アシコン」を設立しました。留学生のみを雇用し、受注金額の80%を留学生に還元するシステムで、1995年阪神大震災で社屋が倒壊するまで、米山奨学生を中心に数多くの留学生にアルバイトの場を提供しました。なお、日本語寺子屋塾、コンピューター教室を併設し延300名の留学生が利用しました。なおこの事業については、全国紙および「ロータリーの友」に掲載されました。

WCSプロジェクト

1988-91年・・・年間2-3回のペースで、フィリピン、マニラ市郊外ナボタス地区を訪れ、ノースベイ・イースト RC のメンバーと共に WCS 活動に従事しました。活動内容はストリート・チルドレンの世話、ロータリー・センター建設、眼科検診、医療器具提供、授産場建設(ロータリー・センターにおける足踏みミシンによる縫製指導)、給食事業等です。

1991-2003年・・・年間1-2回のペースで、ケソン地区を訪れ、ケソン・ノース RC と共に、スूप・キッチン・トレーニング・センターにおける WCS 活動に従事しました。活動内容は校舎建設、飲料水のための浄水器提供等です。大学進学里親制度を提唱して、2680地区全体の活動に拡大しました。個人的にも8年間に亘って2名の学生の里親を務めました。

1994年・・・同セブ島における深井戸掘りに参加しました。

1997年・・・セブ島における深井戸掘りに初めてマッチング・グラン

トを活用しました。

1998年・・・ネパールの岩村記念病院建設計画に参画しました。

2003-2007年・・・ナボタス地区の小学校を対象に CLE に基づく識字率向上を提唱し実施中です。現在、この活動をマニラ市内4地域に拡大して、30万人の小学生対象にした CLE プロジェクトとして、2680地区、3800地区が3-H補助金を申請中です。

2005-06年・・・タイとカンボジアにおける義足装具士の養成に関するプロジェクトを企画し、実施しました。

地域社会への奉仕活動

阪神大震災 被災当日、60名の検死と死亡診断書作成を行いました
巡回診療所における診療活動に参加しました

芦屋市がチャーターした避難船の船医として、約2週間ボランティア診療活動に参加しました。

日常的医療活動、永年医師会役員、40年間眼科学校医として地域社会に貢献しました。

ロータリーにおけるその他の活動

ロータリー・ジャパン・ウェブを設立し、初代委員長として日本のロータリーにおけるインターネットの普及に尽力しました。

個人のウェブサイト「ロータリーの源流」を開設。数多くのロータリーの歴史的文献を翻訳して、インターネットを通じて情報提供すると共に、定期的にセミナーを主宰しています。

日本最初のロータリー親睦活動グループとして囲碁同好会を設立。創立会長として日本、韓国、台湾の国際親善を図りました。

現在、ロータリー文献をデジタル化して保存する「ロータリー・インターネット・アーカイブス同好会」を設立準備中です。

以上、すべて、私自身が楽しみながら行った活動ばかりです。奉仕活動実践の最終的な受益者は、その奉仕活動に従事したロータリアン本

人であることをしみじみ感じております。

なお、5月26日土曜日6時より、尼崎ホテル・ニューアルカイクにおいて、「超我の奉仕賞受賞記念パーティ」を開催していただけるとのことで、当日を楽しみにしております。お時間に余裕のある方は、ぜひご参加ください。お待ちしております。

2007.4.17

四大奉仕の新しい定義

2007年規定審議会において、標準ロータリークラブ定款上で「四大奉仕」を定義する提案が採択されました。この提案は原文を重田政信理事が起草したものに若干の修正を加えてRI理事会提案として、規定審議会に提案されたもので、423対43という大差で採択されました。

CLPに基づいてRI理事会が発表した推奨クラブ細則中の委員会構成が、四大奉仕を尊重していないという批判が強かっただけに、1927年に制定された四大奉仕が、80年経って定款上に改めて記載された意味は大きいと思います。ロータリーの綱領があるから四大奉仕を記載する必要はないという意見もありますが、ロータリーの綱領の条文は四大奉仕と対比したのではなく、ここで改めて四大奉仕を再定義したことは大きな意味を持っています。

標準ロータリー・クラブ定款は次のように改定されます。

第5条四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリークラブの業務の哲学的および実的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動である。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つ。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分

自身を律し、事業を行うことが含まれる。

3. ロータリーの第三奉仕部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を向上させるために、時には、他の人々と提携してロータリアンが行うさまざまな活動から成る。

4. ロータリーの第四奉仕部門である国際奉仕は、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成る。このような推進は、読書や文通、さらには、他国の人々を助けるクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化、慣習、業績、願望、問題に対する認識を培うことによって行われる。

本文において、四大奉仕は「理念」「実践」双方の指針であることが明文化されています。第一条において、クラブ奉仕はクラブの機能を充実させるために会員がとるすべての行動であることと定めています。

第二条は、職業奉仕の規定であり、従来の綱領の定義に加えて、ロータリアン個人がロータリーの奉仕理念に従って自らを律しながら事業を営むことが規定されています。とかく疑義のあった「クラブが行う職業奉仕の実践」の文言を除外したことは大きな進歩です。

第三条は、社会奉仕は狭義のコミュニティにおける人道的奉仕活動であることが規定され、奉仕活動の実践に当たっては、ロータリー・ファミリーや地域社会の人たちとの協力を示唆しています。

四条は、国際奉仕は従来のロータリーの綱領の定義に基づく数々のプロジェクトに、広義のコミュニティにおける人道的奉仕活動を加えることを規定し、現実の奉仕活動に対応したものとなっています。

なお、**must** が **should** になったり、**all occupation** が **all dignified**

occupation に変更されるといった修正がありますが、邦訳に対する影響はほとんどありません。

2007年5月23日

女性入会問題とロータリー・モットー

外国のロータリーにおける女性の進出は著しく、女性ガバナーはもう珍しい存在ではなくなって、女性の RI 理事が実現し、女性の RI 会長が現れるのも間近かも知れません。その一方で、未だに日本では女性会員の入会の是非が話題になっており、世界の現状とはかけ離れた感すらします。

ロータリークラブが職業分類クラブの形態をとっている以上、その職業分類の代表者が女性であれば、女性であることを理由にその人の入会を断ることは理屈に合いません。ロータリーがその業界に代表者としてロータリアンを派遣しているのですから、その業種の代表者がたまたま女性であったり、また女性特有の業種の場合には、女性のロータリアンが生まれるのは至極当然のことです。

しかし、その一方でロータリークラブが社交クラブとして出発した歴史的事実も無視するわけにはいきません。社交クラブはその性格上、構成員の意向を尊重する必要があり、女性の入会を拒む会員が存在する以上、それを強行することはできません。善悪の問題ではなく、会員の意向を無視すれば社交クラブの存在は危ういものになります。気長に反対者を説得して、全員のコンセンサスを得た上で女性会員の入会を進める配慮が必要です。

私は女性の入会を肯定する立場ですが、それを素直に喜べないのは、女性会員の入会を可能にした動機が、特定クラブの公民権運動とアメリカ国内の法的な問題に端を発したものであり、それを法的解釈や思考的基準の異なる他国のロータリアンに押し付けたことに対する不

満があるからです。

女性の入会は、次のような経過を経て可能になりました。

1970年代から毎回のように、規定審議会に女性入会に関する制定案が提案されてきましたが、代表議員の賛同を受けるには至らず、否決され続けました。この結果に不満を抱いたカリフォルニア州 Duarte デュアルテ・ロータリークラブは、定款違反を承知の上で、1978年に3名の女性会員を入会させました。国際ロータリーは、同クラブに対して定款を順守するように要請しましたがこれを聞き入れなかったため、懲戒権を発動して同クラブを除名処分をしました。この措置に反発したデュアルテ・クラブは公民権運動にすり替えて訴訟を起こし、最終的に1987年5月4日に、米国最高裁は国際ロータリーが女性を入会させたという理由だけでクラブを除名することはできないという判決を下しました。

これは単にアメリカ国内法だけの問題であり、アメリカ以外のクラブには無関係の事件であったにもかかわらず、R I 理事会は、1989年の規定審議会に会員の条件から「男性」の文言を削除する制定案を提示して、これが採択されたことから問題は意外な方向に進展し始めました。

初めは素直に入会を喜んでいた女性会員の一部と、これに迎合するアメリカの男性会員が、ロータリー運動と公民権運動を混同したあげくさらなる女性の権利拡大を図って、中世の魔女狩りさながら、ロータリーの世界から男性を表す代名詞を抹殺する運動を開始し始めました。たまたまその標的になったのが第二モットーである **He profits most who serves best** であったことが、ロータリーにとって不幸な出来事でした。

1911年にアーサー・フレデリック・シェルドンが提唱した **He profits most who serves best** は、ロータリー思想の根幹とも言える職業奉仕の理念としてロータリアンに定着したものの、徐々にその座を後発の社会奉仕のモットーである **Service above self** に奪われつつありました。シェルドンの真意を理解できない後世の人たちは **profit** という単語が使われていることを理由にしてこのモットーに反発し、公民権運動の活動家たちは **He** という代名詞が使われていることを理由にして、このモットーに反発したのです。

考えればおかしな話で、古来から **He** や **Man** は人間一般を表す代名詞として使われてきた単語であることは常識です。アメリカの国歌にも **Man** が使われていますし、アメリカ独立宣言の **Men are equal** は周知の文章であると同時に、これが男性のみを表すものでないことも周知の事実です。

2001年規定審議会で **He profits most who serves best** を **They profit most who serve best** に変更することに失敗した女性運動家たちは、規定審議会をダミーとして提案した「すべてのロータリー用語から性限定用語を撤廃する件」の採択に成功しました。RI理事会はその決定を受けて直ちに **He profits most who serves best** を使用停止にすると同時に、手続要覧に収録されている決議 23-34 から **He profits most who serves best** のモットーを抹消するという暴挙にでました。それを知った日本のロータリアンの激しい抗議運動に仰天した RI 理事会は、直ちにその決定を白紙撤回しましたが、手続要覧からは依然として **He profits most who serves best** が抹消されたまま現在に至っています。

2004年規定審議会において、RI理事会から提案された **He profits most who serves best** を **One profits most who serves best** に変更しようという論争中に、どさくさにまぎれて突然修正提案された **They profit most who serve best** が採択されるというハプニングが起きました。I serve が原則であるロータリーが、**We serve** をモットーとするライオンズ連想させるような複数形のモットーを採択するといふとんでもない事態が起こってしまったのです。私がこの間の事情に詳しいのは、2001年2004年の双方の規定審議会でこの論争を直接展開したのが私自身だからです。しかしこの規定審議会の最終日に私が提案した「ロータリーの歴史的に重要なドキュメントやステートメントはその原文を尊重する」という提案が圧倒的多数の賛成を得て採択されたことから、歴史的に重要なロータリー・モットーの原文は尊重されるべきであると考えています。

2007年の規定審議会では日本から提案された **He / She profits most who serves best** が採択されましたが、RI理事会がどのように処理するのか予断を許しません。

ロータリーにとって、女性会員の入会を許した代償は大きく、ロータリーの職業奉仕理念すなわちロータリー哲学である **He profits most who serves best** と、**He** を差別用語だと決めつける極めて次元の低い公民権運動が、同格に論じられるという笑止千万な事態を招いた責任は誰にあるのでしょうか。

2007年6月14日

IT 関連の採択決議案

規定審議会で採択された制定案は直ちに定款・細則に反映されて、7月1日から施行されますが、決議案については理事会がその取り扱いを決定します。規定審議会で採択されても、それが実施されるか否かは微妙であり、過去の例から見れば、採択決議案の70・80%は無視されるようです。ちなみに2004年規定審議会の例では、26の採択決議案のうち、RI理事会が実施を決めたのは6例でした。

今回の規定審議会で採択された、ITに関連した決議案の幾つかについて、RI理事会に対する要望をまとめてみました。

決議案 07-180 ロータリー・クラブへの連絡を行うにあたり、より効率的で費用のかからない方法を見つけることを検討するよう、RI理事会に要請する件

ロータリー・クラブとクラブ会員は、理事会による決定事項や常任委員会によって現在検討されている事項や、これらの委員会が出した結論について、迅速かつ正確な情報を得る権利を持っています。公式雑誌や承認された地域雑誌のみによってこれらの情報を伝達することには限界があり、さらに費用の面からも、今後は、さらにデジタル・デバイスを有効に活用することが避けられません。なお、その環境にないロータリアンも存在することも考慮しつつ、国際ロータリー理事会は、情報、内部での討論、アイデア交換に対するニーズの総合的調査を始め、そのニーズを満たすために適切な手段と方法を見つけるよう検討し、次回の規定審議会にその具体策を提出することが必要です。

現在情報提供のほとんどは英語でなされていますが、ロータリーが世界的組織であり、均等人頭分担金を負担している限り、これらの

情報は、言語別に公平に提供されなければなりません。

決議案 07-183 ロータリアンが RI ウェブサイトを通じて会員情報を制限付きで見ることができるようにすることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

RI ウェブサイトの「会員アクセスページ」には個人のロータリー財団寄付記録や E メール情報が記載されています。たとえ読み取り専用と言えども、個人情報を他人が閲覧することに問題があります。

制定案 07-185 クラブと地区のウェブサイトに、ロータリー・ワールドワイド・ウェブへのリンクを義務付ける件

クラブや地区のウェブサイトからロータリー・ワールドワイド・ウェブへのリンクを設けることは賛成ですが、現時点ではロータリー・ワールドワイド・ウェブは大部分が英語による情報提供であって、僅かに設けられている言語別ウェブサイトの内容も RI 公式文献のみで、利用価値は限られています。

全てのロータリアンは同額の人頭分担金を支払っているのに、平等な情報提供を受ける権利があるにもかかわらず、現状では英語以外の情報提供は極めて少ないのが現実です。言語別ロータリー・ワールドワイド・ウェブの内容を充実することを優先すべきです。

RI の他国語への翻訳作業には限界があるとすれば、2000 年に認可した言語別ウェブ・コミュニティ制度(日本では RJW)を復活して、各国の言語を尊重したウェブサイトの再構築を促して、それぞれの国の組織を活用してロータリー情報の共有を積極的に進めるべきだと考えます。

決議案 07-184 RI ウェブサイト上の資料の説明を改善することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

現在の RI ウェブサイト上の公式文献は出版番号と言語が記載されているのみで、改訂年月の記載がありません。さらに資料の更新年月日の記載もないために、いつ改定された資料なのかが不明です。すべての RI 公式文献には出版番号と言語／出版年月を表示すべきと考えます。

決議案 07-186 ロータリーのウェブサイトにも、E クラブへの目立つリンクを設けることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

メイクアップはクラブ例会に参加することが原則であり、E クラブによるメイクアップは、特別な事態における緊急避難に限定すべきだと思います。

E クラブによるメイクアップは、定款上は 30 分間相互参加型の例会に参加するように規定されているにもかかわらず、現実には短時間の一方的なアクセスのみで自動返信によって例会参加が成立する仕組みになっており、明らかに定款違反の状況が放置されています。E クラブへの参加を積極的に進める理由は見当たりません。従って、現時点では、RI ウェブサイトのホームページにロータリーE クラブへの目立つリンクを設ける必要はないと考えます。

決議案 07-187 クラブが使用するために、インターネットのソフ

トウェアとプラットフォームを提供することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

賛成であるが、公式言語すべてについて平等に利用可能な翻訳機能を備えるか、言語別インターネットを基盤とした会議用ソフトウェアとプラットフォームを提供することが必要です。英語圏以外のロータリアンが存在することを忘れてはなりません。

2007年7月6日

E-クラブの現況

2001年規定審議会でサイバー・クラブを設立がするための定款を検討する提案 01-226 が 276 対 128 で採択されました。

その直後に RI のテクノロジー・タスクフォース委員長から日本にサイバー・クラブを設立するように依頼がきましたが、私のロータリー理念とは合致しない組織なので断りました。顔も合わせず、言葉も交わさず、コンピューターのメールだけで友情が培うことができるのでしょうか。定期的に直接、顔と顔を合わせて言葉を交わすことによって真の親睦が保たれるのです。

当時私は RJW の委員長やテクノロジー・タスクフォースのコーディネーターをしていた関係上、途中からではありますが、E-クラブ・ワンの定款の制定のアドバイザーを依頼され、もっぱらメールによって定款制定の相談にのりました。

まず驚いたことは、E-クラブ・ワンにはかつてロータリーに在籍していた会員が一人いるだけで、残りの全員は非ロータリアンでした。ロータリーに関する知識はほとんどなく、2001年の規定審議会で定款が改正されたことを知っている人は一人もいなく、古い定款を基にして定款制定作業をしている始末でした。私は新定款を提供して、それを基本にして E-クラブ・ワンの定款を作るように勧告しました。

最終的に決定した事項は次のようなものでした。

- ① 既存クラブからの現ロータリアンの移籍は認めない。
- ② 例会は 30 分以上の双方向型とする。
- ③ 他のサイバー・クラブ会員以外のメイクアップは認めない。

④ 3ヶ月に12時間の社会奉仕活動を義務づける。
こういう条件付でEクラブ・ワンはRI理事会の認可を受けました。

さて、現実はどうなっているでしょうか。

England Rotary E-Club of London Centenary

Finland Rotary E-Club Verkkorotary.fi (Finnish)

Greece Rotary E-Club of Zante-Hellas (Greek and English)

Singapore Rotary E-Club 3310

Hong Kong Rotary E-Club of District 3450

Taiwan Rotary E-Club of Taiwan (Chinese)

Latin America Rotary E-Club of Latinoamerica (Spanish)

Brazil Rotary E-Club of District 4500 (Portuguese)

USA Rotary E-Club of District 5450

USA Rotary E-Club of the Southwest, USA

USA Rotary E-Club of Southeast USA and Caribbean

USA Rotary E-Club of District 7150 NY 1

USA Rotary E-Club of District 7890

上記は現在活動を続けているサイバー・クラブです。日本では私が断った後に誰も手をあげる人がいなかったことが幸いしてか、サイバー・クラブは存在しません。

すべてのクラブをチェックしたわけではありませんが、ほとんどのクラブでは30分以上の双方向型例会参加という条件は守られていません。何分間アクセスしたかという項目に適当な分数を自己申告して、幾つかある質問項目に回答(該当記事は読まなくても、すべての質問にnoneと記入)して送信ボタンを押せば、自動的にメイクアップ・カー

ドが返ってくる仕組みです。双方向型の例会参加という条件は完全に無視されており、3分もあればメイクアップが可能です。まさに詐欺行為によるメイクアップです。

発足当時は、他のサイバー・クラブ会員以外のメイクアップは受け付けないという条件で認可されたはずですが、その条件もいつの間にか反故になってしまいました。サイバー・クラブはニュー・モデル・クラブとして認められたクラブですから、その影響を他の正式なクラブに及ぼすことはできません。もつとも、2004年以降は定款の変更によって、メイクアップの対象になることが正式に認められるようになりましたが、「平均30分の相互参加型の活動」には明らかに違反しているのは間違いのない事実です。

サイバー・クラブの会員に質問しましたが、3ヶ月に12時間の社会奉仕活動をするという条件の存在そのものを知らない模様です。

昨年1年間に約15,000人のメイクアップがあったと誇らしげにJRICのMLに投稿したEクラブの会員がいますが、現在のようないい加減なEクラブの運営状況や貧弱なウェブサイトのコンテンツでは、重病で長期入院をしている等の特殊な場合を除いて、サイバー・クラブにメイクアップする必然性は全くありませんし、お勧めもしません。前後2週間のメイクアップ期間を有効に活用すれば、多くのクラブが存在する日本においては出席補填は十分可能だと思います。

2007年7月16日

企業の不祥事とロータリアンの責務

世の中の不祥事は後を絶ちません。一つの事件をマスコミが報じれば、その余韻が冷めやらないうちに次の事件が起こっているようです。私たちは自分に貸与された職業分類の代表者としてロータリークラブに属している関係上、最も大きな関心事は事業上起こる不祥事です。企業の不祥事がマスコミに報道されるたびに、どうかロータリアンでないようにと祈りながら全国会員名簿を検索するのは私だけではないと思います。そして残念なことにはその名前を全国会員名簿に発見することも多くなりました。

談合、贈収賄といった不公正競争は後を絶ちません。企業倫理の高揚を説いても、構造的なものだから個人としては如何とも仕様がなないと開き直る人さえいます。

賞味期限や原材料を改ざんしたミルク・菓子・食肉会社の虚偽表示や隠蔽事件がマスコミを賑わしました。記者の質問にしどろもどろの口調で弁明する食肉会社の社長の襟に歯車のエンブレムを見たときには、思わず絶句しました。40代からロータリーに入った20年選手であり、2003年にはクラブ会長を勤め、現在はロータリー情報委員長だとのこと。息子に真実を語るように諭されて初めて罪を認めたという報道を聞き、元会長が息子から四つのテストを試されたという腹立たしさを感じた事件にでした。

エンロン事件の教訓も活かされることなく、社会に奉仕するために職業が存在することを忘れた金の亡者どもが虚業に群がって、自己の利益を追求するために株式の不正取引や会社乗っ取りにうつつを抜かしていることは、ライブ・ドアや村上ファンドの例がそれを物語っ

ています。

ロータリーの職業奉仕の実践方法も、第一次産業、第二次産業、第三次産業がバランスよく機能していた時代に構築されたまま進歩がなく、最近の急激な産業構造の変化に対応できないままで、第三次産業、それも通信・情報・金融といったサービス業が突出した時代に入ってしまった。額に汗して働くことを前提にして構築した職業奉仕の実践方法を、どのようにしてペーパー商法の時代に適用させるのでしょうか。

何が実業で何が虚業かが判らなくなりつつある今こそ、謙虚な気持ちで、再度シェルドンの職業奉仕理念を思い起こしてみる必要があるのではないのでしょうか。職業奉仕理念は哲学であり、万古不易なものです。しかし職業奉仕の実践方法は事態の変化に応じて変えていかなければならないのです。ロータリーが職業奉仕理念と実践方法とを混同して、完成されたものと錯覚して放置してきたことが大きな問題なのです。

会社を立ち直らせるための M&A は実業だとしても、自らの利益を追求するための M&A が虚業であることは、いまさらスチール・パートナーズに対する東京高裁の判断を仰がなくても、100 年も前からロータリーの職業奉仕理念で述べられている原則なのです。

不祥事を起こす本人が悪いのは当然ですが、そのような人を出したクラブにも大きな責任があります。クラブの中に真の親睦が存在すれば、またクラブの中にどんなことでも相談できる雰囲気があれば、その不正行為を思い留まらせることが可能であったはずです。すなわちそのクラブには真の親睦が存在しなかったことを証明しているのです。親睦の存在しない組織では、保身のためにお互いが悪い意味でか

ばいあい、往々にして悪貨が良貨を駆逐し、腐った林檎がまわりの林檎を腐らせるものです。

数年前ロータリークラブの会員が引き起こした少女買春事件では、マスコミが「ロータリーがロリータ」と大々的に報じましたが、今回の食肉事件では、ロータリー・エンブレムがはっきりとテレビに映し出されたにも関わらず、ロータリーが表に出てきませんでした。ロータリーを表に出してもニュース・バリューがあがらない存在になってしまったのかも知れません。情けないことです。

ロータリアン以外の同業者が起こした不祥事だとして、ロータリアンが責任を脱がれるわけにはいきません。ロータリアンがその職業分類の代表として業界に派遣されている以上、同業者が不祥事を起こすことは、職業分類の代表者とし業界にその影響力を及ぼさなかったことを意味するからです。その身を挺してでも不祥事を阻止する責任があるのです。その業界の構造的な慣習だとしても、その慣習を改める努力をする義務があるのです。私個人ではどうにもならないとして、責任を回避するのなら、その職業分類を返上してロータリークラブを退会するくらいの覚悟が必要なのです。ほとんどの業界にはロータリアンが派遣されています。そのロータリアンの全てが業界を肅清する努力をすれば、企業の不祥事は決して起こらないはずです。

2007年7月22日

国際ロータリーの管理運営

国際ロータリーはクラブの上部機関ではありません。RIは1910年に、クラブ内の親睦と奉仕・拡大を巡って大論争が起こったときに、それを收拾するために、奉仕理念の提唱と拡大を受け持つバッファーとして作られた組織です。すなわち当時すでに創立されていた16のクラブの連合体として設立された組織ですから、本来その権限はクラブと同等のはずです。

その後クラブ数が増えたため双方向の情報伝達の役割が加わり、更に1922年に、お互いのクラブは共通のルールで運営すべきだということで標準ロータリークラブ定款が制定され、それに伴ってRIに直接監督権が与えられました。この直接監督権はRI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款にクラブが違反した場合にのみこれが行使できます。

従ってこの三つの規約に違反しない限り、ほとんどすべての活動はクラブが自由に選択することができます。クラブの組織管理とか奉仕活動の実践は、この三つの上部規約に入っておらず、クラブ細則で規定されていますから、奉仕活動の実践に関しては、RIは要請することはできても、強制することはできません。これを行うのはクラブの義務と責任だと考えて、各クラブが自由闊達に自分のクラブの規模や能力を考えながら奉仕活動の実践をすることが大切です。

なお2004年の規定審議会で、RIは地区およびクラブを支援する役割が新たに追加されました。

現在のRIはいろいろな問題を抱えています。

まず、アメリカを中心にした中央集権化が進んでいるということです。ロータリーのような国際的な組織では Grovel Standard に基づいて意思決定をする必要があるのですが、最近では American Standard を押し付けているような感じがします。エバンストン帝国と揶揄する人もいます。情報発信も英語ですればこと足れりといった対応です。私達は同じように人頭分担金を払っているわけですから、少なくとも公式言語として採用されている言語では、同時に情報提供をすべきだと思います。RI ウェブ・サイトを通じてどんどん英語の情報が発信されるのに、それ以外の国の情報はほとんど発信されないのが現状です。

以前は与えられていた日本人ロータリアンに対する翻訳権も現在は与えられていません。RI 本部で日本語の翻訳を行っている職員は翻訳の専門家ではありませんから、意味不明な邦訳が送られてくることもしばしばです。

理事会の権限が非常に強化されているような感じがします。理事会決定は単なる決定であり、RI 役員である地区ガバナーは別として、クラブや個々のロータリアンを拘束しないにもかかわらず、あたかも強制力があるかのような感を抱かせます。更に規定審議会で決議案として採択されたにもかかわらず、理事会がそれを無視するケースが再々みられます。2004 年規定審議会の例では、地区大会の会長代理派遣中止や地区大会日程の短縮、歴史的に重要な文書の保存の決定無視などがこれに相当します。2007 年規定審議会の決定については現時点では RI 理事会の具体的な方針はまだ発表されていませんが、ロータリー財団関係の決議案が大きく変わっただけに、理事会の反応が非常に気がかりです。

理事会の考え方と RI 事務局の考え方にかかなりの違いがあるようで、特に CLP の採用に関して RI 理事会や一部の元 RI 会長は慎重である

のに対して、事務局は既定の事実として積極的に推進しようとしていることに不安を感じます。何れにせよ、RI 理事会や RI 事務局の考えの通りに、クラブやロータリアンの行動を拘束しようという考え方が横行しているようです。

ロータリー事務局の肥大化と官僚化が進み、日本の官僚制度をそのまま輸出したかというような錯覚すら抱かせます。もっとも、RI 会長は 1 年、理事は 2 年の任期しか事務局を訪れないのに、事務職員は長期居るのでその情報量に大きな差があることは否めませんが、理事会が事務局をコントロールすることは大切なことだと思います。

RI の資産運用に対する考え方が我々とは違うことも大きな問題です。投資によって大きな損失をだした場合、いったい誰がその穴埋めをするのでしょうか。

ロータリー財団がイリノイ州法の下にあることも大きな問題です。人道的奉仕活動に公平に使うべきである浄財が、アメリカの法律の下に、それも州法の定めによって、その用途が左右されるのはおかしいことであり、当然のことながら、ロータリー財団は中立国に置くべきだと思います。

世界各国には固有の文化や言語や思考や慣習があります。人道的援助活動のニーズも地域によって大きな差があります。従って、アメリカ中心の組織管理ではなく、これらの要素を勘案した、RIBI のような中間管理組織を作って、きめ細かいロータリーの管理をすることも考える必要があるのではないかと思います。

2007 年 9 月 27 日

地区の管理運営

地区とは、個々のロータリークラブを支援するために設けられた RI の末端組織です。

ガバナーは地区唯一の RI 役員として、地区管理運営に関する絶対的な権限をもっており、誰もその権限を冒すことはできません。

地区委員会の構成、地区委員長や地区委員の指名、地区の諸行事、クラブの公式訪問、ガバナー月信の発行はすべてガバナーの強いリーダーシップの下で実施されなければなりません。もしガバナー一人では解決できないような難しい問題が生じれば、パストガバナーを構成員とするガバナー諮問委員会の意見を尊重するのも賢明な方法でしょう。諮問委員会は諮問があった場合のみ答申すべきであって、いかなる意味においてもガバナーの権限を冒すものであってはなりません。ガバナーの権限は絶対的なものですが、その権限を発揮できるのは、自らのガバナー年度のみに限られ、次のガバナー年度の活動を拘束するものであってはなりません。

ガバナーは RI の役員ですから、RI 理事会の決定に従わなければなりません。すなわち RI 理事会の決定事項であるロータリー章典を遵守する義務があり、これに背馳する行動をとることはできません。元ガバナーや一般の会員は、RI 理事会の支配下にはありませんから、理事会の決定事項やロータリー章典は推奨事項ないしは勧告・奨励と考えるべきでしょう。

RI や地区は奉仕活動の実践母体ではありませんから、RI や地区が実施する奉仕活動はあり得ません。奉仕活動の実践母体はクラブと

個々のロータリアンです。

地区は RI の末端機関なので地区のテーマを独自に設けるべきではなく、RI テーマを使用すべきです。これに対して各クラブは RI と対等な関係にありますから、独自にクラブのテーマ掲げることは可能です。

かつて会員とクラブ数が急増し、それに伴って地区やゾーンが急増するという現象が生じました。地区やゾーンが増えればガバナーや理事の数が増加して会計を圧迫するので、地区数増大を制限するための措置として、1 地区が 100 クラブ以上にならなければ地区分割を認めないという DLP が 1997 年より実施され、2003 年より義務的实施となりましたが、この制度に対して正式な立法措置がとられたのは 2004 年規定審議会です。

増大したクラブ数に対するガバナーの地区管理を軽減する目的で、ガバナー補佐を置き、クラブ管理の一部を委任することが定められました。ガバナー補佐は、4-8 クラブを担当し、その指導力の継続性を図るため 3 年までの留任が可能とされています。

ガバナー補佐を置くことが DLP ではなく、ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会の責務の明確化したり、地区の特徴を生かした地区独自の委員会組織を再編成する必要があります。

ガバナー補佐の任務として、クラブ目標について協議し支援すること。公式訪問に関連して行われるクラブ協議会に出席すること。四半期に 1 回、できれば毎月 1 回クラブを訪問し、クラブ指導者と協議すること。ガバナーに対してクラブの状況を報告すること。地区指導者の一員としての責務を担うことなどがあげられています。クラブ訪問を通じて、将来の地区指導者を発掘し、育成しなければなりません。

通常は公式訪問の2週間前に行われるクラブ協議会にはガバナー補佐が出席して、クラブの現況をガバナーに伝えなければなりません。

特に元ガバナー補佐は、ガバナー候補者、地区チーム研修リーダー、地区委員長、PETS・地区協議会リーダーとしての役割が期待されています。なおIMを開催する役目をガバナー補佐に与えている地区もかなり多いようですが、IMはRIが認めた正式な地区行事ではありませんから、これを開催するか否かはガバナーの判断に委ねられていると解釈すべきでしょう。

地区委員会は、ガバナーの諮問に応えると共に、クラブの要望に応じて、奉仕理念や奉仕活動実践に関する情報を提供しますが、奉仕活動の実践母体ではありません。従って、すべての奉仕活動は地区に頼ることなく、クラブが自発的に実施しなければなりません。

日本の地区委員会構成は画一的なものが多かったのですが、最近では従来の委員会構成に捉われず、必要性に応じて、委員会の新設や統廃合や委員会構成の見直しをする地区が増えてきているようです。

2840 地区(群馬)では直接クラブに対する援助や情報提供するWCS・インターアクト・ローターアクト・ライラ・ロータリー財団などのタスクフォースのみを委員会として、その他の職業奉仕委員会や社会奉仕委員会は担当副幹事を置いてクラブや会員に情報提供をするシステムを採用しています。現在全国で13の地区がCLPに対応させた地区組織を採用しています。

地区委員長には元ガバナー、元ガバナー補佐、有能な元地区委員を任命することができますし、かなりの地区がアドバイザー制度を廃止したり、元ガバナーを委員長に任命したりしています。

研修リーダーのみに地区指導者の研修を任せるのではなく、地区研

修委員会を設置する地区も増えています。当然のことながら研修リーダーが委員長を務めます。

従来は地区大会は 2 日以上と定められていましたが、2004 年規定審議会において 1 日開催の決議案が採択され、それに伴ってロータリー章典も開催日数の項目が義務から推奨に変更になりました。2005 年の地区大会は 2510 地区、2560 地区、2680 地区が実質 1 日の地区大会を実施しました。いずれの地区も二日目の出席者の動員に頭を悩ませており、費用軽減の効果も大いに期待できるので、この方式を採用する地区が増えるものと期待されています。

2007 年 10 月 6 日

クラブの管理運営

アメリカや日本などの先進国におけるロータリークラブの会員数が減少して、回復の兆しが見えません。この傾向はライオンズやキワニスやソロプチミストといった他の奉仕団体も同様ですから、先進国の奉仕団体全体が、生き残りを賭けたサバイバルの時代に突入したと言えるのかも知れません。

今日本でも会員数の減少によって消滅したり、吸収合併されたクラブが問題になっています。

当初は第1ゾーンに集中していましたが、昨年ころから徐々に全国に広がっていく傾向が見られます。10名以下になった場合でもクラブは10名分の人頭分担当金を負担しなければならないので、RIを脱退せざるを得なくなるのは理解できるとして、20名以上の会員数を擁しながら突然解散したクラブは、何か別の事情があったのかも知れません。野沢温泉RCは僅かに2名になりながら、会長と幹事が互いに交代しながら2年間持ち堪えたものの遂に解散したという特殊な例です。この一・二年の傾向として、名門クラブや比較的大型のクラブが消滅していることが気がかりです。

最近のRIは、ロータリークラブをNPOと定義して人道的なボランティア活動を重視しているので、会員数が激減したクラブの存在が問題となってきます。ボランティア組織ならば、何よりもマンパワーが優先しますから、会員数が20名以下のクラブでは、積極的なボランティア活動を期待することは不可能かも知れません。こういった弱小クラブでも何とかボランティア団体として自立していくための最小

限度の管理組織を想定したものが、RI 理事会が提唱したクラブ・リーダーシップ・プラン CLP です。言い換えれば、「機能を喪失しているクラブ」乃至は「機能を喪失しかかっているクラブ」が、「人道的奉仕活動をするボランティア組織」として生き長らえるためのプランだとも言えます。

RI が推奨するクラブの委員会構成は次の通りです。

会員増強・退会防止委員会、クラブ広報委員会、クラブ管理運営委員会、奉仕プロジェクト委員会、ロータリー財団委員会

会員増強・退会防止委員会は少しでも会員数を増やすために、欠かすことのできない委員会です。如何に人数が減ろうともクラブとしての体面を守りながら組織を維持管理するためにはクラブ管理運営委員会も必要です。従来クラブ奉仕に関連する小委員会は、この委員会の中に統合されることとなります。ボランティア組織として社会奉仕や国際奉仕の実践活動をするためには、奉仕プロジェクト委員会が必要ですし、その原資を集めるためにはロータリー財団委員会が必要となります。また、これらの奉仕活動を広く PR するためにはクラブ広報委員会の存在も欠かせません。すなわち、CLP に基づいた推奨クラブ細則では、ボランティア組織としての最低基準を保つことができるこれらの五つの委員会構成となっているわけです。

この推奨クラブ細則による委員会を、それぞれ地区の会員増強委員会、広報委員会、ガバナー補佐、各種プログラム委員会、ロータリー財団委員会が支援するというのが RI の考え方です。

日本においては現在 13 地区が CLP に基づく地区委員会構成を採用しています。クラブで CLP を採用しているクラブは 1/3 程度と推定されます。

そこで問題となるのが、地区協議会における分科会の持ち方です。地区組織とクラブ組織が対応していない場合には出席すべき委員会が地区に存在しない場合や複数の地区委員会に参加しなければならないケースも生じます。その混乱を防ぐために、地区協議会における分科会を廃止して、全体会議に統一する地区も年々増えているようです。

しかし日本では、RI が推奨する CLP に基づく委員会構成に対する批判はかなり強いようです。ロータリーの四大奉仕理念を尊重した委員会構成が望まれており、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕を奉仕プロジェクト委員会に一元化することには抵抗があるようです。

従来からロータリーが行ってきた四大奉仕に基づいた委員会構成や四大奉仕に基づいた理事配分をまったく無視したクラブの組織管理であり、定款や綱領上も大いに疑義あるところです。従って RI が推奨する委員会構成とは異なった、少ない人数で効果的なクラブ運営をするための具体的な委員会構成を考える必要があります。

人数が減ったクラブでは、積極的な会員増強と退会防止の計画をたてる必要があることは言うまでもありません。更に一人の会員が複数の委員会に所属しないように、クラブの規模や実態にマッチした委員会構成を考えることも必要になってきます。そのためには理事や役員 の合理化や数多くの小委員会を擁するクラブ奉仕委員会の小委員会の統廃合が最も効率的です。極端な例では会員委員会と会務運営委員会の 2 委員会に統合することも可能です。中規模クラブでは会員のリーダーシップ開発やロータリー教育の提供に関与する委員会をこれに加えるべきでしょう。

奉仕プロジェクト委員会は社会奉仕や国際奉仕などの人道的奉仕

活動の実践を前提とした委員会であり、ロータリー理念の中核となる職業奉仕にはなじみません。

ロータリー財団委員会を常任委員会にすることには疑義を感じます。地区レベルならばいざ知らず、クラブ・レベルで地区資金やマッチング・グラントを活用するケースは少ないので、その設置目的は財団寄付を集めることが主だと思われます。集金目的の委員会をクラブ・レベルで常任委員会にする必要が果たしてあるのでしょうか。ましてや、機能を喪失しかかっている弱小クラブに、乏しい数の会員のの中から理事を割いて張り付かせる必要があるのでしょうか。

そう考えると、クラブの委員会構成は、RI が推奨する構成をそのまま採用するのではなく、クラブの人数や諸条件を勘案して、クラブにもっともふさわしいものを独自に採用することが不可欠になってきます。

会員数が 30 名-40 名の中規模クラブ向きの委員会構成例を考えてみましょう。

四大奉仕を基本にして、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕を常任委員会として委員長が理事に就任します。クラブ奉仕を会員増強(会員選考・職業分類)、例会運営(出席・プログラム)、親睦活動、会報広報(雑誌・会報・週報・インターネット)、会員研修(ロータリー情報)の 5 小委員会に統廃合します。さらに社会奉仕には青少年活動を、国際奉仕にはロータリー財団、世界社会奉仕、米山奨学委員会を小委員会として設置します。すなわち常任委員長 4 名、小委員長 9 名で構成されることになります。

更に会員数の少ない小規模クラブでは、四大奉仕の常任委員会はそのまま設置するとしても、クラブ奉仕委員会を会員委員会(会員増強・

会員選考・職業分類・親睦活動・ロータリー情報)と会務運営委員会(出席・プログラム・雑誌・会報・週報)の2委員会に統合することも可能です。

委員会の統廃合によって、少人数であっても会員が複数の委員を兼任することを止めれば、その分、委員会活動が活性化されるものと思います。委員会構成はクラブの自治権に委ねられています。クラブの実情に合わせて、大胆な委員会の統廃合を試みる必要があります。

クラブ会長はクラブの代表であると共に、クラブの象徴的な存在であり、クラブの精神的な基盤です。会長は奉仕理念の提唱者であり独自にクラブのテーマを掲げる権利を持っています。会長はクラブのあらゆる会合の議長を務め、あらゆる委員会の委員です。クラブ会長はオールマイティな権限を持っていますから、この特権をフルに発揮しなければなりません。

クラブ内で最高のリーダーシップを発揮できるのは会長任期中のみです。元会長と言えども任期が過ぎれば一会員に過ぎませんから、会長であるこの一年間を大切に、十分リーダーシップを発揮すべきでしょう。

会長には例会ごとに3分か5分の会長の時間が与えられます。この時間をふるに活用してロータリーの理念を語りかけてください。限られた例会時間において会長に与えられた特権ですからフルに活用してください。

会長を務めることは、クラブ外におけるロータリーの指導者としての最初のステップともなります。ガバナーもRI理事もクラブ会長を経験しなければなりませんから、対外的に活躍してもらうためには、なるべく若い会長を作る努力も必要です。

ロータリークラブを社交クラブと考えた場合の代表者兼世話役が幹事です。幹事はクラブの管理運営面における実務上の責任者として、RI に対する各種報告義務、会員記録、各種会合の召集、各種会合の議事録、出席報告を提出する義務があります。ほとんどのクラブでは、これらの事務処理を事務局に任せきりにしていますが、本来は幹事自らが処理すべき事項です。幹事は委員会に所属しません。従って、委員長欠席の場合の委員会報告を幹事が代行することはできません。

二人のクラブ代表者である会長と幹事がうまくチームを組んで、クラブを管理することが大切です。

クラブの管理主体は理事会です。従ってクラブ会長は、理事会に対して最大限のリーダーシップを発揮する必要があります。ことごとく理事会と対立するようでは円滑なクラブ運営はできません。理事会と協調し、なおかつ会長のリーダーシップが 100%発揮できるような理事を指名するのが、最も望ましい形です。

クラブ・プログラムの策定、年間活動予算の策定と修正、会員選考の最終決定も職業分類の貸与も理事会の役目です。更に、例会取り止め、会員身分の終結、出席免除等かなりの部分が、理事会の裁量権に委ねられるようになりました。従って、理事会は安易な方向に流れるのではなく、会員に対して公正な判断を下すことが、前以上に要請されていることを忘れてはなりません。

クラブの最も重要な会合はクラブ例会です。クラブ例会では、ロータリーに関係する最新の情報を提供しなければなりません。ロータリーの友、ガバナー月信、ロータリー・ワールド、ウェブ・サイトから得た情報を有効に活用することが大切です。

ロータリークラブ発生の歴史から見ても、クラブは純粹親睦を図ら

なければなりません。これは、どんなことでも語り合える、アット・ホームな雰囲気をクラブの中に作ることです。

例会の卓話は会員の事業上の発想の交換から生まれました。現在の例会の空洞化は、この事業上の発想の交換が、十分に行われていないことにも一因があります。一年に一回しか回ってこない卓話の時間ですから、十分時間をかけて卓話の準備をする義務があるのです。会長の時間を有効に活用して、ロータリーの心を説いてください。また特別月間行事を例会プログラムに取り入れることによって、ロータリー活動に対する関心を高めてください。

会員は事業上の大切な時間を割いて、例会に出席しているのです。従って、例会出席によって得られるメリットは、事業上の貴重な時間を割くデメリットよりも大きくなければなりません。

クラブの管理運営のほとんど、奉仕活動の全ては、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款ではなく、クラブ細則で定める事項ですから、毎年、クラブの実態に沿うようにクラブ細則を見直しながら、整備していく必要があります。RI が提示しているのはあくまでも推奨クラブ細則に過ぎません。そのまま使うことには問題があります。30 名なら 30 名の規模、50 名なら 50 名の規模に合ったクラブ細則を作って、思い切った委員会の統廃合、新設を行って、クラブの実態に沿った委員会構成でクラブを管理していく必要があります。

奉仕活動実践に関する具体的な目標も全てクラブ細則で定める事項です。

2001 年の規定審議会によって、一人一業種制度が撤廃され、50 名以下のクラブでは 5 名の、50 名以上のクラブでは 10%の同一職業の人の入会が可能になりましたが、これもクラブ細則における会員選挙の方法を厳しくすることによって、実質的に一人一業種の職業分類を

堅持しながら、クラブの親睦を崩さないで、会員を選挙する方法を編み出すことも可能です。例会の運営方法も細則規定事項です。

クラブ細則はクラブの実態に沿うように毎年見直ししながら、改正していくことが大切です。

会員数減少によって、クラブの財政が逼迫しているという話をよく聞きます。その一方で会務のほとんどを事務局員にまかせっきりにしているクラブもかなり多いようです。クラブの経費の中で大きな割合を占めているものに、クラブ事務局の維持費と、事務局員の給与があります。すべてのクラブが、事務局を設置し、事務局員を雇用する必要あるのかどうかを真剣に考えてみる必要があります。オフィシャル・ダイレクトリーには、世界中の全クラブの情報が掲載されています。日本のほとんどすべてのクラブ、外国の200人以上の大クラブ以外の世界中のほとんどのクラブには、クラブ事務局の記載がありません。これは記載漏れではなく、現実にクラブ事務局を持っていないのです。

外国ではすべての事務処理は幹事が自宅で行っています。東京クラブを創立したときに、アメリカの大規模クラブを参考にしたことと、東京クラブが財界の大御所によって設立されたため、会社経営を見習って雑事は事務局任せにしたことを、その後設立されたクラブが真似たためとも言われていますが、外国のクラブができるのに、日本のクラブができないという道理はありません。幹事の事務量が増えるのならば、数名の副幹事を置いて事務量を分散することも可能です。クラブなので、クラブ内の仕事のすべては、クラブの会員が役割分担して行うことが原則ではないでしょうか。クラブ奉仕委員会のほとんどの活動は、すべての会員が自分の与えられた役割を分担すれば、事務局や事務職員は必要ではありません。経費削減と委員会活動の活性化の双方で大きな効果があることでしょう。

世間一般の人たちは、毎週一流ホテルに集まって、3000円も5000円もの食事をとっているのでしょうか。またホテルの豪華な部屋で例会を開く必然性はあるのでしょうか。世間の人々から金持ちの昼食会と言われても、反論の余地はありません。

外国では会費と食費は完全に分離されており、食事は毎回キャッシュで支払うのが一般的です。日本の会費の高さは、会費と食費が込みになっていることにも一因があります。会費負担の平等性から考えても、食事をとらない人の食費も徴収することは、大きな問題があります。

以上のようなことを考えながら、クラブ運営の合理化を図ってください。

2007年10月16日

地区委員会のスリム化

CLP の導入によって、クラブ委員会構成のスリム化を図ろうとするクラブが増えています。RI が推奨している委員会構成にとらわれずに、四大奉仕を尊重しつつ、不必要な委員会を思い切って統廃合して委員会構成をスリム化することによって、少ない人数によってクラブを活性化し、かつ費用の軽減を図ることができます。

CLP によってクラブ委員会構成のスリム化を図ると同様に、地区の委員会構成のスリム化を図ることも必要です。

地区委員会について RI は、規定情報委員会、ロータリー財団委員会、ロータリー地域社会共同隊小委員会、WCS 委員会、青少年活動委員会、青少年交換委員会、新世代委員会、地区社会奉仕委員会、地区親睦活動委員会を設置することを推奨していますが、本来、地区委員会構成は地区の規模や活動方針に基づいてガバナーが決めることになっています。しかし日本においてはどの地区も、前年度の地区委員会構成を踏襲する傾向が強く、ほぼ同じような構成になっているのが現実です

大規模な委員会構成をしている地区では、委員数が 200 人を超している例もあり、旅費や出務手当てを支給している地区では委員会を運営する費用もかなりの額になります。

会員数が減少し、地区資金の増額もままならない昨今の状況を考えれば、思い切って地区組織をスリム化する必要があります。

ある会合で、「昨年職業奉仕委員を務めたお陰で、かなり職業奉仕について理解することができた。」という発言があり、これに対し

て、「地区の委員会は情報を各クラブに提供するために設置しているのであって、委員を教育するために設置しているわけではない。地区委員は各種セミナーや情報提供の場で、リーダーとしての役割を果たす実力を持っている少数精鋭の委員で構成すべきだ。」という意見が述べられました。

そう考えれば、クラブに情報を提供する委員会、すなわちクラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会は地区セミナーを開催するための委員を担当幹事の役職で任命して、その幹事がパスト・ガバナー、元ガバナー補佐などの適任者に講師やリーダーを依頼してセミナーを開催すればいいことになります。

その一方でマンパワーを駆使して、クラブの実践活動の取りまとめや支援しなければならない、WCS、ロータリー財団、青少年活動(インターアクト、ローターアクト、ライラ、青少年交換など)は従来どおりの委員会に基づく活動をしなければなりません。

以上の点を勘案した地区組織は次の通りです。

常任委員会

委員長 小委員会

クラブ奉仕 担当幹事が代行

拡大・会員増強、広報・IT、委員会構成

職業奉仕 担当漢字が代行

なし

社会奉仕 担当幹事が代行

なし

国際奉仕 担当幹事が代行

WCS

ロータリー財団 パストガバナーより任命
財団プログラム(ポリオ・GSE)、奨学生・学友、財団寄付・地区補助金
米山奨学 米山奨学会理事が兼務 奨学生・学友、寄付
新世代 一般会員より任命
インターアクト、ローターアクト、ライラ、青少年交換
研修委員会 地区研修リーダーが兼務
バストガバナー、バストガバナー補佐、適任の会員などで構成
規定情報委員会 規定審議会代表議員が兼務
バストガバナー、バストガバナー補佐、適任の会員などで構成
危機管理委員会 パストガバナーより任命
バストガバナー補佐、適任の会員などで構成

四大奉仕の委員長を廃止して、担当幹事がクラブに対する情報提供やセミナー開催の準備をします。セミナーの講師やパネリストは、ガバナーや地区研修リーダーと相談して決めればよいと思います。クラブ奉仕委員会には拡大・会員増強小委員会、広報 IT に関する小委員会を設置して、それぞれの業務を担当します。

ロータリー財団委員長はその職務内容の性格上、ロータリー財団のプログラムを熟知したバストガバナーを任命したほうがよいと思います。同様な趣旨から米山奨学委員長もバストガバナーである米山奨学会理事を兼務させることができます。

なお、国際奉仕委員会には WCS 小委員会を、ロータリー財団委員会には財団プログラム小委員会、奨学生・財団学友小委員会、財団寄付・地区補助金小委員会を、新世代委員会にはインターアクト小委員

会、ローターアクト小委員会、ライラ小委員会、青少年交換小委員会などの現実にクラブに対する情報提供や実際活動を行うタスク・フォースとしての小委員会を設置する必要があると思います。

新世代委員長はそのプログラムを熟知した会員より任命し、研修委員長は地区研修リーダーが、規定情報委員長は規定審議会代表議員が兼務するのが効率的です。なお、最近その設置が強く推奨されている危機管理にはパストガバナーを中心とした委員会を設置する方が無難でしょう。

なお、慣習としてパストガバナーを地区委員会のアドバイザーやカウンセラーに任命するのではなく、やる気と能力のあるパストガバナーやパストガバナー補佐は実際活動に従事する委員長に任命することも考慮すべきだと思います。

上記の地区委員会構成では、委員長としてのパストガバナーが5名、一般会員が1名、委員会担当幹事が4名、委員として1小委員会の定員を5名とすると60名となり、少ない人数で地区運営ができることになります。

2007年10月29日

第二モットーの行方

リーズナブルな価格で美味しい料理をだす店には大勢の客が押し寄せます。その店の造りが綺麗で、従業員や経営者の態度がよければなおさら繁盛することは間違いありません。満足感を感じた客はその店の存在を友人に話し、口伝にその店の評判は広がっていきます。その結果、その店には更に多くの客が訪れ、その店の経営は継続的に発展していきます。

自らの事業の継続的な発展を願わない経営者はいません。そして、その方法を科学的に提唱したのがアーサー・フレデリック・シェルドンなのです。シェルドンはその考え方を **He profits most who serves best** というモットーで表し、ロータリーはそれを職業奉仕の理念として確定し現在に至っています。

He profits most who serves best という職業奉仕理念は宗教的、倫理的なものではなく、科学的かつ実利的なものです。この理念に基づいて、冒頭述べたような考え方で事業を営めば、結果的には多くの利益が得られることが実証されたからこそ、富を得ることに狂奔した20世紀初頭の極端な自由主義経済の中で、ロータリーの職業奉仕理念に共感する人が続出し、その結果ロータリーが大きな発展を遂げたのです。

ロータリー的発想、すなわちシェルドンの職業奉仕理念の実践によって得られた **profit** と、単なる経済的な戦略や戦術によって得られた一時的な **profit** とを混同してしまった後世の人たちが、儲けることを後ろめたい行為と錯誤してしまいました。戦略的戦術的な儲け話は、一時的には大金が得られたとしても永続的な利益につながらないこ

とは、バブル期に巷で頻繁に開かれていた経営セミナーの例からも明らかです。

またシェルドンの思考には宗教的な要素がないため、職業を天職と考えるヨーロッパの人たちから大きな反発を買いました。すなわちヨーロッパの人たちは自らの職業を天職として、高い職業倫理を持って事業を営むことを職業奉仕と考えたのです。シェルドンの論文の中には **Vocation** の文字はなくすべて **Occupation** を使っています。1927年のオステンド国際大会で初めて四大奉仕の概念が生まれ職業奉仕という言葉が使われますが、これに先立ってパイロット・プログラムとして四大奉仕を採用したのがイギリスのクラブ群であり、これらのクラブが **Vocation** という言葉を採用したことから、職業奉仕 **Vocational Service** という言葉が使われるようになったものと考えられます。

シェルドンの職業奉仕は、高い職業倫理を持つことが目的ではありませんが、シェルドンの職業奉仕理念に基づいて事業経営をすれば結果として高い職業倫理につながってくることは確かです。倫理基準の低い店には、リピーターが訪れることはありません。

以上の二つの理由、すなわち **profit** という単語が含まれていることとシェルドンに対する反発から、予てからイギリスを中心に **He profits most who serves best** というモットーを廃止しようという動きがありましたが、最近になってアメリカからこのモットーに **He** という性限定用語が含まれているので、廃止すべきだという提案がされるようになってきました。

2001年規定審議会において、決議 01-678「全てのロータリーの標語や記述を検討し、標語や声明文から性別限定用語を削除するよう、

将来の審議会に提出することを R I 理事会に考慮するよう要請する件」が採択されたことを受けて、RI 理事会は He という性限定用語が含まれているという理由で、第二モットー **He profits most who serves best** を使用禁止にするという決定をすると同時に、手続要覧に記載されている決議 23-34 から第二モットー全文を削除してしまいました。

決議 23-34 はロータリーの全ての活動の指針であると同時に、ロータリーの奉仕理念と実践理論が **Service above self** と **He profits most who serves best** であることを定めた重要なドキュメントです。 **He profits most who serves best** を抹消することは職業奉仕理念を捨て去ることを意味します。さらにこの決議は過去の国際大会で採択されたものであり、規定審議会の議を経なければ変更できないはずで

そういった理由で、日本の大勢のバスターが RI 理事会の第二モットー使用停止という措置に対して抗議したために、その勢いに恐れをなした RI 理事会は第二モットーの使用停止を撤回しましたが、手続要覧の決議 23-34 からは第二モットーが削除されたままで 2004 年の手続要覧に引き継がれました。

日常的に眼にする機会の多い手続要覧に間違っただけの記載が残り続けることに憤りを禁じえず、いろいろなルートを通じて正しい決議 23-34 を掲載するように要請し続けましたが、RI からは何の反応もありませんでした。更に悪いことには **He profits most who serves best** が **They profit most who serve best** に変更されるという最悪の事態になってしまいました。私はこの規定審議会に代表議員として参加しましたので、ロータリーの職業奉仕理念としてシェルドンが提唱した **He profits most who serves best** というモットーの重要性を説いたのですが、奉仕理念とは別次元のヒステリックな公民権運動派に軍配が上がり、He が男性を限定した代名詞であるという枝葉末節の理由か

ら **They** に変更されてしまいました。ロータリーの原則は **I serve** すなわち個人奉仕であり、**They** を使えば **We serve** 団体奉仕のライオンズとの区別がつかなくなってしまうと反論したのですが、私の意見に賛同する代表議員は少数でした。

このような経過を経て、第二モットーは **They profit most who serve best** に変更されましたが、規定審議会の議を経ずに決議 23-34 から第二モットーが削除されたことは明らかな規約違反であり、ゾーン研究会のフォーラムや RI 理事会への要望事項として、再三抗議をし続けると共に、2007 年規定審議会にも決議 23-34 に第二モットーを復活する提案を提出しました。

2007 年の春、あるロータリアンから「田中さんのご努力のおかげで、ロータリー章典の決議 23-34 の項目に第二モットーが復活しました。」というメールを頂きました。びっくりしてロータリー章典の社会奉仕の項目を見ると第二モットーの全文それも **He profits most who serves best** の文章がそのまま掲載されていることが判りました。喜びながらもふと気になって過去のロータリー章典を全部調べてみると、どの年度のロータリー章典にもただの一回も第二モットーが抹消されることはなく **He profits most who serves** の文章がそのままずっと残っていることが判りました。考えれば当然のことであり、規定審議会に変更されない限り、決議 23-34 の第二モットーが変更されたり抹消されたりするはずはありませんし、規定審議会にその提案が提出されて採択されたことは一度もありません。

それならばなぜ手続要覧の決議 23-34 から第二モットーが抹消されたのだろうかと考えていた矢先、2007 年手続要覧の英文がウェブ上で発表されました。早速決議 23-34 を見ると、驚くなかれ、今度は

They profit most who serve best に変更された第二モットーが復活しているではありませんか。

RI 理事会が発表しているロータリー章典の決議 23-34 には He profits most who serves best がそのまま記載され、手続要覧の決議 23-34 には第二モットーが抹消されたり、They profit most who serve best になって再収録されたりして大きく混乱していることが判明しました。

私の憶測ですが、どうやら手続要覧は RI 理事会が直接関与しているのではなく、事務局の職員のレベルで作成や改定作業が行われているのではないかと思います。そういえば DLP 採用の時点でも、理事会が正式に発表する以前の段階で、手続要覧はガバナー補佐の役割についての記載で満ち溢れていましたし、今回の CLP でも理事会はほとんどその内容に触れていないのに、手続要覧は CLP 採用を前提にして記載されているのも気になります。

手続要覧をロータリーのバイブルだと説き、常にその内容を引用しながらロータリーを説明しているシニア・ロータリアンが大勢いますが、以上の経緯からも、手続要覧がいかにもいい加減なものであるかが、ご理解いただけたものと思います。何か疑問があれば手続要覧に頼らずにロータリー章典を紐解くことをお勧めいたします。

2007年11月28日